

クレーム申立てについて

クレーム申立て期間は、クレーム内容によって申立て期間が統一規約(別表)に定められています。申立て期間を過ぎたクレームは受付できません。クレーム申立て期間の、期間計算には期間中の日曜日及び祝祭日を含みます。期間の最終日がJU長野の休業日に当たる場合にはFAXにて受付とします。JU長野の営業時間は、午前9時から午後5時となっております。クレーム申立て期限日の午後5時を過ぎた場合にはクレームの受付をすることができません。

クレーム延長について

クレーム延長は、オークション開催日を含め5日以内(営業時間:午前9時から午後5時)に所定の用紙にて申請(受付)がされたものに限り延長することができます。ただし搬出期限内に車輛が搬出される場合に限りです。クレーム延長はJU長野が定める遠隔地に限りです。JU長野が定める遠隔地とは北海道・青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島・茨城・岡山・鳥取・島根・広島・山口・香川・愛媛・徳島・高知・福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄とします。クレーム延長申込時に陸送手配(入金後搬出の場合は入金も含む)が完了していない場合受付できません。陸送業者の遅延証明の提出を求める場合があります(自社による陸送の場合、基本的に延長を認めません)クレーム延長は、車両到着日までとします。ただし最長でもオークション開催日より10日以内の営業時間(午前9時から午後5時)までとなります。延長となるクレームは受付期間が『当日を含む5日間』としているものに限りです。

クレーム延長申込書

クレーム期間内に車両が到着しないため、クレーム延長を申し込みします。

申込年月日 年 月 日

出品 番号		車 名			
会員 番号		会員 区分	JU 会員		
			その他		
落札 会員 名称	担当者				
依頼 陸送 業者 車両 到着	連絡先		※陸送の問合せ先の電話番号等		
年 月 日					
《確認事項》					
※ クレーム延長は、搬出期限までに搬出がされ、かつ開催日より5日以内の事務局営業時間(午前9時から午後5時)内に、この用紙にて事務局が申請を受け付けた場合に限り、延長できます。					
※ クレーム延長は、JU長野が定める遠隔地に限り、遠隔地とは北海道・青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島・茨城・岡山・鳥取・島根・広島・山口・香川・愛媛・徳島・高知・福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄とします。遠隔地以外は延長できません。					
※ クレーム延長申込時に、陸送手配(入金後搬出の場合は入金も含む)が完了していない場合、受付できません。					
※クレーム延長は車両到着日までとします(最長でも開催日より10日間)※陸送業者の遅延証明の提出を求める場合があります。(自社による陸送の場合基本的に延長を認めません)					
※ 延長となるクレームは受付期間が『当日を含む5日間』としているものに限り、延長できません。					
事務局使用欄	受付印	入金確認	陸送確認	備考	